

# 上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会規約

## 1 名称

本会は、「上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## 2 目的

地方創生に向けて、地域における安定した雇用の場の創出や若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現、まちの活性化などの取組を「地方版総合戦略」として取りまとめ、その推進を図る。

## 3 取組内容

協議会を組織する各機関・団体が対等・協力の関係で次の取組を行う。

### (1) 地方版総合戦略の策定

各機関・団体が地方創生に資する取組を持ち寄るとともに、市内の民間団体、NPO、企業等から取組を募り、それらの磨き上げやマッチングを行い、地域の特色や地域資源を生かした取組を盛り込んだ5か年計画となる「地方版総合戦略」を策定する。

### (2) 取組の推進

各機関・団体の連携・協力の下で各取組を実行し、その効果の検証及び改善を行い、継続的な地方創生の取組を推進する。

## 4 組織

次の機関及び団体（以下「会員」という。）で組織する。

| 区 分   | 機 関 ・ 団 体                                        |
|-------|--------------------------------------------------|
| 産 業 界 | 上越商工会議所                                          |
|       | 上越市商工会連絡協議会                                      |
|       | えちご上越農業協同組合                                      |
| 行政機関  | 上越公共職業安定所                                        |
|       | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>中央農業総合研究センター 北陸研究センター |
|       | 新潟県上越地域振興局                                       |
|       | 上越市                                              |
| 教育機関  | 国立大学法人上越教育大学                                     |
|       | 公立大学法人新潟県立看護大学                                   |
| 金融機関  | 上越信用金庫                                           |
| 労働団体  | 連合新潟上越地域協議会                                      |
| 民間団体  | 上越市町内会長連絡協議会                                     |
|       | 上越市小中学校PTA連絡協議会                                  |

## 5 会議

総会及び次の部会を開催する。

| 部 会         | 取組のテーマ                                                           |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| しごとづくり部会    | 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする。<br>(雇用対策、人材育成、地域産業の競争力強化など)             |
| 結婚・出産・子育て部会 | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。<br>(経済的安定、切れ目のない支援、仕事と生活の調和など)           |
| まちの活性化部会    | 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る。地域と地域を連携する。<br>(地域の担い手の育成、地域コミュニティの活性化など) |

## 6 アクションメンバー

- (1) 地方創生に資する取組を行う市内の民間団体、NPO、企業等で、協議会の依頼により会議に参加するものをアクションメンバーとする。
- (2) アクションメンバーは、会員及び他のアクションメンバーと連携して地方創生の取組を推進する。

## 7 有識者等の出席等

協議会は、有識者等の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は有識者等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

## 8 事務局

事務局は、上越市総合政策部総合政策課に置く。

## 9 その他

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 10 施行期日

平成 27 年 5 月 29 日